

議案第62号	三田市霊苑条例の一部を改正する条例の制定について
コミュニティ課	三田市霊苑の使用許可の条件の緩和と使用許可の取消条件の見直し等を行い、墓地使用の応募者数の増加を図るため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 三田市霊苑の使用許可の条件の緩和と、使用許可の取消条件の見直し等にあたり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

1. 三田市霊苑（市営墓地）は、平成9年度から使用者募集を行っているが、近年、墓地使用の応募者数（処分数）は伸び悩んでいる。そこで、使用許可の条件の緩和と使用許可の取消条件の見直しを行うことで、応募者数（処分数）の増加を図るものである。併せて霊苑の開門時間を繁忙期と閑散期に応じた開門時間に見直しを行う。
2. 三田市霊苑への年間を通じた墓参人数は、時季によって大きく変動する。特に、お盆などの墓参の集中する時季には開門時間を延長してほしいとの要望が寄せられている一方、閑散期の夕暮れ時に霊苑を訪れる方はまれである。このため平成22年度にお墓参りの集中時季は開門時間を延長し、閑散期は短縮することを試行実施した。アンケート調査によると概ね好評であったため、当該運用内容による条例改正をするものである。

【関係法令】 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

【改正内容】

① 使用許可の条件の緩和と使用許可の取消条件の見直し

	現 行	改 正 案	該当条文等
1	祭祀を主宰すべき者	現行どおり	
2	許可の申請前日において引き続き1年以上本市に住所を有する世帯主	本市に住所を有する世帯主 ⇒住民期間要件を削除	条例【第5条第2項第2号】
3	親族の遺骨を保有している人、又は（生前募集の場合）60歳以上の人	⇒生前募集の年齢制を廃止	施行規則【第4条】
4	使用料及び管理料を、使用許可の際に納付すること	現行どおり	
5	使用許可を受けた日から、2年を経過しても墳墓を設けないときは、使用許可を取消することができる。	⇒使用許可後の墳墓設置期限を廃止	条例【第13条第1項第5号、第2項、第3項、第18条第1項第3号】 施行規則【第16条第2項】

② 開門時間の変更

	現 行	改 正 案	該当条文等
1	午前9時から午後5時まで	次の表に掲げるとおりとする。 (1)次号及び第3号を除く期間 午前9時から午後5時まで (2)1月7日から1月31日まで 午前9時から午後4時まで (3)8月7日から8月16日まで 午前8時から午後6時まで	条例【第3条の2】

【施行期日】 平成24年4月1日

【その他】 この条例の改正に伴い、同条例施行規則についても改正を行う。